（国際室）

第二百五十五条の二　［略］

（海洋再生可能エネルギー企画官）

第二百五十五条の三　新エネルギー課に、海洋再生可能エネルギー企画官一人を置く。

2　海洋再生可能エネルギー企画官は、命を受けて、次に掲げる事務のうち特定事項を処理する。

一　海洋再生可能エネルギーに関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）の施行に関すること。

第二百五十五条の四・第二百五十五条の五　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（経済産業省定員規則の一部改正）

第二条　経済産業省定員規則（平成十三年経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
（本省及び各外局別の定員）	
第一条　経済産業省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。	
区分	定員
本省	四、五五六人
資源エネルギー庁	四四七人
特許庁	二、七九二人
中小企業庁	一九五人
合計	七、九九〇人

改正前	
（本省及び各外局別の定員）	
第一条　経済産業省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。	
区分	定員
本省	四、五三一人
資源エネルギー庁	四五一人
特許庁	二、七八〇人
中小企業庁	一九五人
合計	七、九五七人

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（電力・ガス取引監視等委員会事務局組織規則の一部改正）

第三条　電力・ガス取引監視等委員会事務局組織規則（平成二十七年経済産業省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（小売取引検査管理官、上席小売取引検査官、小売取引検査官、卸取引検査管理官、上席卸取引検査官及び卸取引検査官）	（小売取引検査管理官、上席小売取引検査官、小売取引検査官、卸取引検査管理官、上席卸取引検査官及び卸取引検査官）
第五条　取引監視課に、小売取引検査管理官一人、上席小売取引検査官五人、小売取引検査官五人、卸取引検査管理官一人、上席卸取引検査官五人及び卸取引検査官三人を置く。	**第五条**　取引監視課に、小売取引検査管理官一人、上席小売取引検査官五人、小売取引検査官五人、卸取引検査管理官一人、上席卸取引検査官四人及び卸取引検査官一人を置く。
2～7　［略］	2～7　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	